新

優良建設工事の農業振興センター所長表彰選考基準

### 第1. 表彰の名称

表彰の名称は、農業振興センター所長表彰「所長賞」とする。 また、当初請負金額の区分は、表-1のとおりとする。

(表-1)

# 表彰の種別(名称及び当初請負金額の区分)

所長賞; (当初請負金額;500万円以上)

#### 第2. 表彰選者の対象者

- (1) 所長賞においては、次の<mark>各号をすべて満たす</mark>企業とする。
  - ① 前年度の完成検査に合格した当初請負金額500万円以上の工事で、高知県建設工事成績評定要綱、高知県建築工事成績評定要綱に基づく工事成績評定点で80点以上を得た企業。
  - ② ①で対象となった工事を管轄する農業振興センター管内に活動拠点を置くなど地域に貢献する企業(共同企業体においては、全ての構成員が高知県内に建設業法上の主たる営業所を有する企業で、1社以上の構成員が活動拠点を置くなど地域に貢献する企業)であること。

ここで、活動拠点を置くなど地域に貢献する企業とは、次のいずれかに該当すること。

ア 当該工事がある農業振興センター管内に建設業法上の主たる営業所 を有する企業、または、入札参加希望地登録申請が認められた企業(以下 「地域内企業」という)とする。入札参加希望地登録申請が認められた企 業は、入札参加希望地登録の農業振興センター管内の工事を対象とする。 IΗ

優良建設工事の農業振興センター所長表彰選考基準

# 第1. 表彰の名称

表彰の名称は、農業振興センター所長表彰「所長賞」とする。 また、当初請負金額の区分は表-1のとおりとする。

(表-1)

# 表彰の種別(名称及び当初請負金額の区分)

所長賞;(当初請負金額;500万円以上)

#### 第2. 表彰選考の対象者

- (1) 所長賞においては、次の各項に該当する企業とする。
  - ① 前年度の完成検査に合格した当初請負金額500万円以上の工事で、高知県建設工事成績評定要綱、高知県建築工事成績評定要綱に基づく工事成績評定点で80点以上を得た企業。
  - ② ①で対象となった工事を管轄する農業振興センター管内に活動拠点を置くなど地域に貢献する企業(共同企業体においては、全ての構成員が高知県内に建設業法上の主たる営業所を有する企業で、1社以上の構成員が活動拠点を置くなど地域に貢献する企業)であること。

ここで、活動拠点を置くなど地域に貢献する企業とは、次のいずれかに 該当すること。

ア 当該工事がある農業振興センター管内に建設業法上の主たる営業所を 有する企業、または、入札参加希望地登録申請が認められた企業(以下「地域内企業」という)とする。入札参加希望地登録申請が認められた企業は、 入札参加希望地登録の農業振興センター管内の工事を対象とする。

イ 工事の業種が土木一式以外の工事については、高知県内に建設業法上 の主たる営業所を有する企業とする。

- (2) 次の各号のいずれかに該当する企業(共同企業体の場合は各構成員(以下 「企業(構成員)という。」は、当該年度の農業振興センター所長表彰の表 彰選考の対象者から除外する。
  - ① 当該年度の高知県優良建設工事施工者表彰において、高知県知事賞又は 優良賞を受賞した企業 (構成員)。
  - ② 表彰の対象となった工事の工期の属する年度から表彰式の日までに建設業法の監督処分、高知県建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止あるいは指名回避措置基準要領に基づく指名回避(以下「処分等」という。)を受けた企業(構成員)。

なお、「表彰の対象となった<mark>工事の工期の属する年度</mark>から表彰式の日まで」の考え方は、別紙参照のこと。

- ③ 前年度の完成検査に合格した工事の工事成績評定点に65点未満がある企業(構成員)。
- ④ 表彰の対象となった<mark>工事の工期の属する年度</mark>から表彰式の日までに、死亡等重大な事故を発生させた企業(構成員)。

なお、「表彰の対象となった<mark>工事の工期の属する年度</mark>から表彰式の日まで」の考え方は、別紙参照のこと。

イ 工事の業種が土木一式以外の工事については、高知県内に建設業法上 の主たる営業所を有する企業とする。

- (2) 次の①~⑤に該当する企業は、当該年度の農業振興センター所長表彰「所長賞」の選考の対象者から除外する。共同企業体により施工した場合、構成員の1社以上が次の①のみに該当する場合は、その他の構成員を対象とする。構成員の1社以上が次の②~⑤に該当する場合は、その該当する工事を選考の対象から除外する。
  - ① 当該年度の高知県優良建設工事施工者表彰において、高知県知事賞又は 優良賞を受賞した企業。
  - ② 表彰の対象となった<u>工事の契約年度の始期</u>から表彰式の日までに建設 業法の監督処分、高知県建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止ある いは指名回避措置基準要領に基づく指名回避(以下「処分等」という。) を受けた企業。

なお、「表彰の対象となった<u>工事の契約年度の始期</u>から表彰式の日まで」 の考え方は、別紙参照のこと。

- ③ 前年度の完成検査に合格した工事の工事成績評定点に65点未満がある企業。
- ④ 表彰の対象となった<u>工事の契約年度の始期</u>から表彰式の日までに、死亡 等重大な事故を発生させた企業。

なお、「表彰の対象となった<u>工事の契約年度の始期</u>から表彰式の日まで」 の考え方は、別紙参照のこと。 新

- ⑤ 高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は別表に定めるものに該当する企業(構成員)。
- ⑥ その他、選考から除外するに十分な理由がある場合。
- (3) 前年度に、高知県優良建設工事施工者表彰又は農業振興センター所長表彰 を受賞した企業(構成員)においては、次のアからウのすべてを満たす工事 は、当該年度の農業振興センター所長表彰の対象から除外する。
  - ア 受賞工事と同じ工事名
  - イ 受賞工事と同じ工事場所
  - ウ 受賞工事と同じ業種及び工種区分並びに同じ工種内容

なお、上記アからウの考え方は、別紙参照のこと。

第3. 選考方法等

次の各項に表彰対象者を選考する。

(1) 1農業振興センターあたりの表彰工事件数

所長賞は、工事成績評定点80点以上のうち上位5件程度とする。上位5件全てが地域内企業でない場合は、地域内企業を追加して最高5件程度まで選考することができる。

(2) 1企業あたりの表彰件数

県内で1<mark>企業(構成員)</mark>1件とし、対象となる工事が複数ある場合<mark>は</mark>、 工事成績評定点が最も高い工事を選考する。工事成績評定点が同じ場合は、 最終請負金額が最も高い工事を選考する。  $\Box$ 

⑤ 高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は別表に定めるものに該当する企業。

# 第3. 選考方法等

次により表彰対象者を選考する。

(1) 1農業振興センターあたりの表彰工事件数

所長賞は、工事成績評定点80点以上のうち上位5件程度とする。上位5件全てが地域内企業でない場合は、地域内企業を追加して最高5件程度まで選考することができる。

(2) 1企業あたりの表彰件数

県内で1<u>企業</u>1件とし、対象となる工事が複数ある<u>場合</u>、工事成績評定 点が最も高い工事を選考する。工事成績評定点が同じ場合は、最終請負金 額が最も高い工事を選考する。

IΗ

# (3) 選考方法

- ① 農業振興センター所長は、所長賞の候補企業(構成員)を選考し、農業 基盤課を経由し、土木部技術管理課に報告する。(別添様式2)
- ② 土木部技術管理課は、農業振興センター、土木事務所及び林業事務所から同一企業(構成員)が複数選考された場合は調整を行い、調整後の候補企業(構成員)を農業基盤課を経由し、農業振興センターに通知する。
- ③ 農業振興センター所長は、通知された候補企業(構成員)に基づき受賞者を決定する。

### (4) その他

選考にあたっては、構造物等の現地確認を行い、その結果、明らかに施工 に起因する変状や損傷等があると判断された場合は選考から除外する。

### 第4. 表彰式等

表彰式は、農業振興センターごとに行うものとし、工事を施工した<mark>企業(構成</mark> 員)等を対象に<mark>次の各項のとおり</mark>賞状を授与する。

- (1) 所長賞においては、表彰の対象は当該工事を施工した企業(構成員)、現場代理人、主任技術者及び監理技術者(以下「主任技術者等」という。)とする。賞状には、工事番号、工事名、工事の業種名、企業名、現場代理人氏名、主任技術者等氏名を記入する。現場代理人と主任技術者等は次の各号のとおりとする。
  - ① 現場代理人及び主任技術者等(共同企業体構成員の主任技術者等を含む) は、工事の始期から完成までの期間の半分を超えて従事した者であること。
  - ② 工場製作を含む工事においては、前項によらず、工場と工事現場の現場 代人及び主任技術者等(共同企業体構成員の主任技術者等を含む)が異な る場合は、どちらか1名とする。

### (3) 選考方法

- ① 農業振興センター所長は、所長賞の候補企業を選考し、農業基盤課を経 由し、土木部技術管理課に報告する。(別添様式2)
- ② 土木部技術管理課は、農業振興センター、土木事務所及び林業事務所から同一<u>企業</u>が複数選考された<u>場合、</u>調整を行い、調整後の候補<u>企業</u>を農業 基盤課を経由し、農業振興センターに通知する。
- ③ 農業振興センター所長は、通知された候補<u>企業</u>に基づき受賞者を決定する。

### (4) その他

選考にあたっては、構造物等の現地確認を行い、その結果、明らかに施工 に起因する変状や損傷等があると判断された場合は選考から除外する。

# 第4. 表彰式等

表彰式は、農業振興センターごとに行うものとし、工事を施工した<u>企業</u>等を対象に賞状を授与する。

- (1) 所長賞においては、表彰の対象は当該工事を施工した<u>企業</u>、現場代理人、主任技術者及び監理技術者(以下「主任技術者等」という。)とする。賞状には、工事番号、工事名、工事の業種名、企業名、現場代理人氏名、主任技術者等氏名を記入する。現場代理人と主任技術者等は<u>次のとおり</u>とする。
  - ① 現場代理人及び主任技術者等(共同企業体構成員の主任技術者等を含む)は、工事の始期から完成までの期間の半分を超えて従事した者であること。
  - ② 工場製作を含む工事においては、前項によらず、工場と工事現場の現場代人及び主任技術者等(共同企業体構成員の主任技術者等を含む)が 異なる場合は、どちらか1名とする。

新	IB
**	
(2) 共同企業体により施工している場合は、構成員の企業ごとに工事番号、工	(2) 共同企業体により施工している場合は、構成員の企業ごとに工事番号、工
事名、工事の業種名、共同企業体名、構成する企業名、その企業に属する現	事名、工事の業種名、共同企業体名、構成する企業名、その企業に属する現
場代理人氏名、主任技術者等氏名を記入する。	場代理人氏名、主任技術者等氏名を記入する。
第5. その他	第5. その他
この選考基準に定めるものの他、必要な事項については別途定める。	この選考基準に定めるものの他、必要な事項については別途定める。
附則 1 この選考基準は、平成27年2月6日から施行する。	附則 1 この選考基準は、平成27年2月6日から施行する。
2 この選考基準は、平成27年10月26日から施行する。	2 この選考基準は、平成27年10月26日から施行する。
3 この選考基準は、平成28年6月6日から施行する。	3 この選考基準は、平成28年6月6日から施行する。
4 この選考基準は、平成30年10月2日から施行する。	4 この選考基準は、平成30年10月2日から施行する。
5 この選考基準は、令和4年3月17日から施行する。	1 2 72 72 100 177000 1207,2110 37217 9 00